

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第56期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	東洋シャッター株式会社
【英訳名】	TOYO SHUTTER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 敏夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南船場二丁目3番2号
【電話番号】	06(4705)2110(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画統括部長 丸山 明雄
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南船場二丁目3番2号
【電話番号】	06(4705)2110(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画統括部長 丸山 明雄
【縦覧に供する場所】	東洋シャッター株式会社東京支店 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号(日本橋Kビル) 東洋シャッター株式会社名古屋支店 名古屋市中川区北江町二丁目12番地 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第55期 第3四半期 連結累計期間	第56期 第3四半期 連結累計期間	第55期 第3四半期 連結会計期間	第56期 第3四半期 連結会計期間	第55期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高 (千円)	11,456,258	10,931,586	3,756,366	3,909,211	15,953,195
経常利益又は経常損失 () (千円)	562,692	162,994	193,048	72,534	720,914
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失() (千円)	611,300	950,462	265,264	17,667	896,320
純資産額 (千円)	-	-	5,743,207	4,509,229	5,458,587
総資産額 (千円)	-	-	15,465,816	15,390,475	15,057,179
1株当たり純資産額 (円)	-	-	920.43	681.09	865.23
1株当たり四半期純利益 金額又は四半期(当期) 純損失金額() (円)	118.61	184.46	51.47	3.43	173.92
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-	2.93	-
自己資本比率 (%)	-	-	37.13	29.30	36.25
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	569,590	314,419	-	-	195,361
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	63,426	60,087	-	-	86,298
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	366,259	300,474	-	-	299,605
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	982,363	1,206,722	651,916
従業員数 (名)	-	-	641	513	557

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第55期第3四半期連結累計(会計)期間、第56期第3四半期連結累計期間および第55期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	513（91）
---------	---------

- （注）1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除く就業人員であります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	495（90）
---------	---------

- （注）1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは単一の報告セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、以下に製品別の生産、受注及び販売の状況を示しております。

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における製品別の生産実績は、次のとおりであります。

品名	数量	前年同四半期比(%)
軽量シャッター	42,598㎡	96.9
重量シャッター	34,002㎡	122.0
シャッター関連	4,280㎡	134.3
シャッター計	80,881㎡	107.8

(注) ドア・サッシ、金物については数量表示が困難なため、表示しておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における製品別の受注実績は、次のとおりであります。

品名	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
軽量シャッター	613,869	95.3	285,498	89.5
重量シャッター	1,848,067	84.6	2,720,818	87.7
シャッター関連	316,313	156.4	132,457	116.6
シャッター計	2,778,249	91.7	3,138,773	88.8
スチールドア	716,381	145.9	1,839,478	111.6
建材他	175,044	102.6	83,843	88.5
合計	3,669,674	99.4	5,062,094	95.9

(注) 上記の金額には消費税等は、含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における製品別の販売実績は、次のとおりであります。

品名	金額(千円)	前年同四半期比(%)
軽量シャッター	658,843	96.9
重量シャッター	2,144,008	109.8
シャッター関連	297,109	127.9
シャッター計	3,099,960	108.2
スチールドア	634,369	89.6
建材他	174,882	95.3
合計	3,909,211	104.1

(注) 上記の金額には消費税等は、含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書及び第2四半期会計期間の四半期報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、当第3四半期連結会計期間末におきましては、第2四半期連結会計期間に引き続き、提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在しております。その内容は以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（重要事象等）

（公正取引委員会による課徴金納付命令及び経営に及ぼす影響）

当社は、平成22年6月9日において、シャッター等の販売及び受注に関し、公正取引委員会より独占禁止法第3条に違反するものとして排除措置命令2件を受け、同時に当該命令2件に係る課徴金納付命令（総額6億8千万円）を受理いたしました。

この排除措置命令及び課徴金納付命令については、その内容において当社と解釈が異なり、承服できないところがありますので、平成22年7月に公正取引委員会に審判手続開始を請求し、現在審判中であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当該課徴金を特別損失に計上しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間における四半期純損失は950,462千円となり、優先株式による資本金額を除く純資産は前連結会計年度末に比べて21.3%減少の3,509,229千円となりました。このため、財務制限条項（ ）のうち、連結貸借対照表の純資産の部における純資産の残高（優先株式による資本金額は除く）の維持に関する事項について、抵触しております。これにより契約における期限の利益喪失請求が行われる可能性があります。

以上のような状況により、当社グループには、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、財務制限条項への抵触に関しましては、取引金融機関に今後の見通しについて説明及び協議を行い、期限の利益喪失の権利行使を行わない旨の同意を得ております。

（ ）財務制限条項について

当社グループの取引金融機関との金銭消費貸借契約においては、以下の財務制限条項が付されている契約があります。

- ・平成22年3月決算期以降、決算期の末日及び第2四半期会計期間の末日における貸借対照表（連結ベース）の純資産の部の金額を平成21年3月決算期末日における貸借対照表（連結ベース）の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。なお、「純資産の部の金額」とは、貸借対照表上の純資産の部の金額から優先株式による資本金額を除いた金額とする。
- ・平成22年3月決算期以降の決算期につき、決算期の末日における損益計算書（連結ベース）上の経常損益につき、2期連続して損失を計上しないこと。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものです。また、当社グループは、単一の報告セグメントであり、当事業内容に関して記載しております。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国の市場拡大や政府の各種経済対策により、景気は穏やかな回復傾向にあるものの、長引く円高やデフレの進行、欧州の財政不安等により、景気の先行きについては不透明な状況のまま推移しました。また、国内における民間の設備投資も低調に推移いたしました。当シャッター業界におきましても、建設関連投資の抑制に伴う需要の減少や受注競争激化など、いまだ極めて厳しい状況が続いております。

このような状況下、当第3四半期連結会計期間においては、積極的な営業活動による受注確保により、売上高は前年同四半期比4.1%増の3,909,211千円になりました。

利益面におきましても、営業利益は76,893千円（前年同四半期は176,554千円の営業損失）、経常利益は72,534千円（前年同四半期は193,048千円の経常損失）となり、四半期純利益では、17,667千円（前年同四半期は265,264千円の四半期純損失）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて333,296千円増加し15,390,475千円となりました。

流動資産では前連結会計年度末比549,783千円増加の7,149,795千円となり、固定資産では前連結会計年度末比216,487千円減少の8,240,680千円となりました。

流動負債では前連結会計年度末比1,371,505千円増加の9,668,082千円となり、固定負債で前連結会計年度末比88,850千円減少の1,213,164千円となりました。

純資産では前連結会計年度末比949,358千円減少の4,509,229千円となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間において、資本の財源及び資金の流動性に係る課題については、事業等のリスクに記載の通り、財務制限条項への抵触があります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前年同四半期に比べ224,359千円増の1,206,722千円となりました。その主な要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、前年同四半期比229,947千円増の548,944千円となりました。

これは主に仕入債務の増加などによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期比9,447千円増の35,694千円となりました。

これは主に固定資産の取得による支出などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、166,857千円(前年同四半期は33,343千円の使用)となりました。

これは主に長期借入金の借入による収入によるものです。

(4) 事業上及び財務上対処すべき問題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、事業等のリスクに記載しました通り、当第3四半期連結会計期間末において、財務制限条項への抵触があります。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、40,516千円であります。

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての対応策

事業等のリスクに記載しました財務制限条項への抵触については、取引金融機関に今後の見通しについて説明及び協議を行い、その結果、期限の利益喪失の権利行使を行わない旨の同意を得ております。

今後の取組みとしては、業績の回復が最優先課題ではありますが、あわせて取引金融機関とのコミュニケーションをより深めることにより、引き続き安定した取引関係が維持できるものと考えております。

従いまして、当社グループとして継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,748,000
優先株式	3,000,000
計	20,748,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,187,123	5,187,123	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
第1回優先株式 (当該優先株式は行 使価額修正条項付新 株予約権付社債券等 であります。)	2,000,000	2,000,000		単元株式数は100株で あります。 (注)1~4
計	7,187,123	7,187,123		

(注)1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
 - (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
修正の基準：東京証券取引所の終値(30取引日平均)
修正の頻度：毎年4月1日
 - (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
取得価額の下限 1,148円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
871,080株(平成22年6月22日現在における第1回優先株式の発行済株式総数2,000,000株に基づき
算定。同日の普通株式の発行済株式総数の16.79%)
 - (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 2 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
 - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- 3 当社は普通株式のほか、優先株式について定款に定めており、財務体質の強化を図ることを目的とし優先株式を
発行しております。第1回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金の計算

優先株式1株当たりの優先配当金の額は、優先株式の発行価額(500円)に、それぞれの営業年度ごとに日本円TIBOR(6ヶ月物)(以下「配当年率」という。)を乗じて算出した額とし、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、優先配当金の額が金10円を超える場合は10円とする。配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ・「年率修正日」は平成15年3月27日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・「日本円TIBOR(6ヶ月物)」とは、各年率修正日及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、全国銀行協会より午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として公表される数値の平均値を指すものとする。

- ・日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円LIBOR（6ヶ月物）として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

優先中間配当金の額

各営業年度における優先配当金の2分の1の額とする。

非累積条項

ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

参加条項

優先株主に対しては、優先配当金のほか、普通株主に対して支払う剰余金の配当金と同額の剰余金の配当金を、また中間配当を行うときは、優先株主に対し、優先中間配当金のほか、普通株主に対して支払う中間配当金と同額の中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株1株につき500円を支払う。

優先株主に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 株式の併合または分割

当会社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式及び優先株式のそれぞれについて、同時に同一割合でこれを行う。

(5) 新株予約権等

当会社は、株主に新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えるときは、普通株主には普通株式の新株引受権または新株予約権を、優先株主には優先株式の新株引受権または新株予約権をそれぞれ同時に同一割合で与えることによりこれを行う。

(6) 消却

当会社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(7) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成19年4月1日（日）から平成40年3月31日（金）まで

転換の条件

優先株式は、下記の転換の条件で当会社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

転換請求期間の開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。）。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成20年4月1日から平成39年4月1日まで、毎年4月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く、以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。なお、時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。以下「下限転換価額」といい、下記(ハ)により転換価額と同様に調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

- a 優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。なお、処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に参入される。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額（ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。なお、引用する旧商法の条項は平成15年3月10日時点のものとし、以下も同様とする。）が転換価額調整式

に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券（権利）の発行日に、発行される証券（権利）の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。また、以降の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて転換価額調整式における既発行の普通株式数に参入される（下記も同様とする。）。

普通株式に転換することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。）が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価格決定日に残存する証券（権利）の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。

- b 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本の減少、株式の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- c 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。
- e 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
上記a. の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
上記a. の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または上記a. で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。）
上記a. の場合は、価額決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。）
- f 転換価額の調整があった場合、以下の算式で算出される調整後当初転換価額を当初転換価額とみなす。

$$\text{調整後当初転換価額} = \text{当初転換価額} \times \frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額}}$$

調整後当初転換価額の算出に当たっては、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。株式の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等が行われた場合には、優先株式の発行価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。

(8) 普通株式への一斉転換（強制転換）

転換請求期間中に転換請求のなかった優先株式については、同期間の末日の翌日をもって、優先株式1株に対し、普通株式1株に転換される。

上記(7) 普通株式への転換 転換の条件 (ロ) 転換価額の修正 に係る修正後転換価額は、1,148円であり、また、優先株式の転換により発行された株式はありません。

4 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年12月31日	-	7,187,123	-	1,838,213	-	-

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,000,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 34,400	-	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,091,100	50,911	同上、(注)2
単元未満株式	普通株式 61,623	-	同上、(注)3
発行済株式総数	7,187,123	-	-
総株主の議決権	-	50,911	-

(注)1 無議決権株式は第1回優先株式であります。詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式の(注)に記載のとおりであります。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権3個)含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式86株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 東洋シャッター株式会社	大阪市中央区南船場 二丁目3番2号	34,400	-	34,400	0.48
計	-	34,400	-	34,400	0.48

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	550	534	485	459	440	440	409	297	284
最低(円)	517	472	435	409	400	407	227	223	250

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における普通株式に係るものであります。

第1回優先株式

当社第1回優先株式は非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	事業統括部 副統括部長 兼 事業管理部長	取締役	事業統括部 副統括部長	三邑 政輝	平成22年12月1日

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、栄監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,206,722	651,916
受取手形及び売掛金	3 2,981,328	3,960,326
商品及び製品	33	-
仕掛品	1,335,398	813,707
原材料及び貯蔵品	540,579	499,273
繰延税金資産	-	88,573
その他	1,140,086	639,046
貸倒引当金	54,354	52,832
流動資産合計	7,149,795	6,600,011
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 3,102,264	1 3,230,506
土地	4,143,141	4,147,461
その他(純額)	1 558,596	1 600,170
有形固定資産合計	7,804,003	7,978,139
無形固定資産		
97,503	97,503	71,873
投資その他の資産		
投資有価証券	24,010	21,709
その他	357,506	417,122
貸倒引当金	42,343	31,677
投資その他の資産合計	339,174	407,154
固定資産合計	8,240,680	8,457,167
資産合計	15,390,475	15,057,179

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 4,036,900	2,937,173
短期借入金	2 4,100,000	2 3,700,000
1年内返済予定の長期借入金	550,000	532,000
リース債務	73,048	55,126
未払金	323,685	391,615
未払法人税等	54,397	73,630
賞与引当金	-	136,639
工事損失引当金	59,293	103,945
その他	470,757	366,445
流動負債合計	9,668,082	8,296,576
固定負債		
長期借入金	919,000	1,036,000
リース債務	160,089	125,964
長期未払金	19,471	19,471
繰延税金負債	72,132	82,240
退職給付引当金	42,470	38,338
固定負債合計	1,213,164	1,302,015
負債合計	10,881,246	9,598,591
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,838,213	1,838,213
資本剰余金	0	0
利益剰余金	2,705,874	3,656,337
自己株式	37,381	37,120
株主資本合計	4,506,707	5,457,431
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,521	1,156
評価・換算差額等合計	2,521	1,156
純資産合計	4,509,229	5,458,587
負債純資産合計	15,390,475	15,057,179

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	11,456,258	10,931,586
売上原価	8,894,619	8,379,529
売上総利益	2,561,639	2,552,057
販売費及び一般管理費	₁ 3,055,739	₁ 2,674,301
営業損失()	494,100	122,243
営業外収益		
保険配当金	19,340	22,195
受取補償金	6,803	15,731
助成金収入	-	14,556
その他	12,673	16,199
営業外収益合計	38,816	68,684
営業外費用		
支払利息	64,254	59,750
シンジケートローン手数料	21,538	24,776
その他	21,615	24,907
営業外費用合計	107,408	109,435
経常損失()	562,692	162,994
特別利益		
固定資産売却益	-	15,680
賞与引当金戻入額	-	53,774
その他	-	6,954
特別利益合計	-	76,408
特別損失		
工事契約会計基準の適用に伴う影響額	₂ 1,221	-
課徴金	-	₃ 680,320
特別退職金	-	41,952
損害賠償金	-	17,882
貸倒損失	-	1,902
特別損失合計	1,221	742,057
税金等調整前四半期純損失()	563,914	828,644
法人税、住民税及び事業税	47,386	44,287
法人税等調整額	-	77,531
法人税等合計	47,386	121,818
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	950,462
四半期純損失()	611,300	950,462

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	3,756,366	3,909,211
売上原価	2,926,439	2,961,755
売上総利益	829,927	947,456
販売費及び一般管理費	¹ 1,006,481	¹ 870,562
営業利益又は営業損失()	176,554	76,893
営業外収益		
保険配当金	17,998	16,235
助成金収入	-	7,659
その他	6,973	8,179
営業外収益合計	24,972	32,073
営業外費用		
支払利息	19,544	20,173
シンジケートローン手数料	7,012	8,164
その他	14,909	8,095
営業外費用合計	41,466	36,432
経常利益又は経常損失()	193,048	72,534
特別損失		
損害賠償金	-	² 17,882
損害賠償金引当金繰入額	-	18,000
特別退職金	-	41,952
特別損失合計	-	41,835
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	193,048	30,699
法人税、住民税及び事業税	15,795	18,960
法人税等調整額	56,420	5,928
法人税等合計	72,216	13,032
少数株主損益調整前四半期純利益	-	17,667
四半期純利益又は四半期純損失()	265,264	17,667

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	563,914	828,644
減価償却費	312,245	285,195
貸倒引当金の増減額(は減少)	12,170	12,187
退職給付引当金の増減額(は減少)	599	4,132
前払年金費用の増減額(は増加)	19,039	42,717
賞与引当金の増減額(は減少)	174,927	136,639
工事損失引当金の増減額(は減少)	89,428	44,651
土地売却損益(は益)	-	15,680
受取利息及び受取配当金	1,382	1,242
支払利息	64,254	59,750
固定資産除却損	7,861	3,415
売上債権の増減額(は増加)	882,014	961,589
たな卸資産の増減額(は増加)	494,159	563,029
仕入債務の増減額(は減少)	313,191	1,099,726
前受金の増減額(は減少)	213,604	193,900
前払費用の増減額(は増加)	15,163	7,201
未収入金の増減額(は増加)	-	458,605
その他	100,473	176,526
小計	698,864	430,394
利息及び配当金の受取額	1,382	1,242
利息の支払額	64,424	59,694
法人税等の支払額	66,230	57,524
営業活動によるキャッシュ・フロー	569,590	314,419
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	1	1
固定資産の取得による支出	68,925	89,940
固定資産の売却による収入	-	20,000
会員権の売却による収入	2,650	-
貸付けによる支出	8,419	8,408
貸付金の回収による収入	9,361	13,953
その他	1,907	4,309
投資活動によるキャッシュ・フロー	63,426	60,087
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000	400,000
長期借入れによる収入	-	300,000
長期借入金の返済による支出	399,000	399,000
自己株式の取得による支出	1,016	260
配当金の支払額	66,242	264
財務活動によるキャッシュ・フロー	366,259	300,474
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	139,904	554,806
現金及び現金同等物の期首残高	842,458	651,916
現金及び現金同等物の四半期末残高	982,363	1,206,722

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。</p> <p>前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「助成金収入」は1,791千円であります。</p> <p>(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未収入金の増減額（は増加）」は重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「未収入金の増減額（は増加）」は198,572千円であります。</p>

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p> <p>前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「助成金収入」は1,791千円であります。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 8,128,030千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 8,000,981千円
2 コミットメントライン契約 提出会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。 当第3四半期連結会計期間末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 コミットメントライン契約の総額 1,000,000千円 当第3四半期連結会計期間末 借入未実行残高 - 千円 なお、上記の契約には以下の財務制限条項が付されております。 ・平成22年3月決算期以降、決算期の末日及び第2四半期会計期間の末日における貸借対照表(連結ベース)の純資産の部の金額を平成21年3月決算期末日における貸借対照表(連結ベース)の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。なお、「純資産の部の金額」とは、貸借対照表上の純資産の部の金額から優先株式による資本金額を除いた金額とする。 ・平成22年3月決算期以降の決算期につき、決算期の末日における損益計算書(連結ベース)上の経常損益につき、2期連続して損失を計上しないこと。	2 コミットメントライン契約 提出会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。 当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 コミットメントライン契約の総額 1,000,000千円 当連結会計年度末借入未実行残高 300,000千円
3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、当第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 11,843千円 支払手形 586,487千円 割引手形 85,547千円	-
4 受取手形割引高 676,547千円	-

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																						
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主なもの</p> <table border="0"> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>15,881千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>8,840千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>1,458,959千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>173,131千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>214,935千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>38,529千円</td></tr> </table> <p>2 工事契約会計基準の適用に伴う影響額は、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)に基づき、平成21年4月1日時点で存在する工事を含めた工事契約について同会計基準を適用したことによる過年度の工事の進捗に見合う損失であります。</p> <p>なお、過年度の工事の進捗に対応する売上高の額及び売上原価の額は、それぞれ212,166千円及び213,388千円であります。</p>	貸倒引当金繰入額	15,881千円	賞与引当金繰入額	8,840千円	給料手当	1,458,959千円	退職給付費用	173,131千円	法定福利費	214,935千円	減価償却費	38,529千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主なもの</p> <table border="0"> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>22,756千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>1,270,254千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>166,959千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>186,793千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>42,482千円</td></tr> </table> <p>3 当社は公正取引委員会より、シャッター等の販売及び受注に関し平成22年6月9日、独占禁止法第3条に違反する行為があるとして、課徴金納付命令を受け、当該課徴金680,320千円を支払い、特別損失に計上しております。</p>	貸倒引当金繰入額	22,756千円	給料手当	1,270,254千円	退職給付費用	166,959千円	法定福利費	186,793千円	減価償却費	42,482千円
貸倒引当金繰入額	15,881千円																						
賞与引当金繰入額	8,840千円																						
給料手当	1,458,959千円																						
退職給付費用	173,131千円																						
法定福利費	214,935千円																						
減価償却費	38,529千円																						
貸倒引当金繰入額	22,756千円																						
給料手当	1,270,254千円																						
退職給付費用	166,959千円																						
法定福利費	186,793千円																						
減価償却費	42,482千円																						

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)																						
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主なもの</p> <table border="0"> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>2,931千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>28,289千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>477,115千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>56,866千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>70,249千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>13,447千円</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入額	2,931千円	賞与引当金繰入額	28,289千円	給料手当	477,115千円	退職給付費用	56,866千円	法定福利費	70,249千円	減価償却費	13,447千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主なもの</p> <table border="0"> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>9,432千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td>415,815千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>54,952千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>62,238千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>11,285千円</td></tr> </table> <p>2 第2四半期連結会計期間において、損害賠償金について概算で引当てておりましたが、当第3四半期連結会計期間において、当該損害賠償金17,882千円を支払い、特別損失に計上しております。</p>	貸倒引当金繰入額	9,432千円	給料手当	415,815千円	退職給付費用	54,952千円	法定福利費	62,238千円	減価償却費	11,285千円
貸倒引当金繰入額	2,931千円																						
賞与引当金繰入額	28,289千円																						
給料手当	477,115千円																						
退職給付費用	56,866千円																						
法定福利費	70,249千円																						
減価償却費	13,447千円																						
貸倒引当金繰入額	9,432千円																						
給料手当	415,815千円																						
退職給付費用	54,952千円																						
法定福利費	62,238千円																						
減価償却費	11,285千円																						

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)								
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr><td>現金及び預金</td><td>982,363千円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>982,363千円</td></tr> </table>	現金及び預金	982,363千円	現金及び現金同等物	982,363千円	<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr><td>現金及び預金</td><td>1,206,722千円</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>1,206,722千円</td></tr> </table>	現金及び預金	1,206,722千円	現金及び現金同等物	1,206,722千円
現金及び預金	982,363千円								
現金及び現金同等物	982,363千円								
現金及び預金	1,206,722千円								
現金及び現金同等物	1,206,722千円								

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	5,187,123
第1回優先株式(株)	2,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	34,779

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める「鋼製建具関連事業」の割合がいずれも90%を超えるため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合がいずれも90%を超えるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当社の報告セグメントは単一でありますので、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

受取手形及び売掛金と支払手形及び買掛金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期連結貸借対照 表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
受取手形及び売掛金	2,981,328	2,981,328	-
支払手形及び買掛金	4,036,900	4,036,900	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
681円9銭	865円23銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,509,229	5,458,587
普通株式に係る純資産額(千円)	3,509,229	4,458,587
差額の主な内訳(千円)		
第1回優先株式に係る資本金	1,000,000	1,000,000
普通株主に帰属しない剰余金の配当額	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	5,187,123	5,187,123
普通株式の自己株式数(株)	34,779	34,084
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	5,152,344	5,153,039

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 118円61銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 184円46銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失() (千円)	611,300	950,462
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	611,300	950,462
普通株主に帰属しない金額の内訳(千円)		
優先株式に係る四半期純利益	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	5,153,784	5,152,710
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

第1回優先株式の詳細については、第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式の(注)に記載のとおりであります。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 51円47銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 3円43銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 2円93銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	265,264	17,667
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	265,264	17,667
普通株式の期中平均株式数(株)	5,153,384	5,152,503
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式の増加数(株)	-	871,080
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

第1回優先株式の詳細については、第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式の(注)に記載のとおりであります。

2【その他】

(重要な訴訟事件等)

当社は、平成22年6月、公正取引委員会より、シャッター等の販売及び受注に関し独占禁止法第3条に違反する行為があるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。

この排除措置命令及び課徴金納付命令については、その内容において当社と解釈が異なり、承服できないところがありますので、平成22年7月に公正取引委員会に審判手続開始を請求し、現在審判中であります。

なお、本件に係る課徴金については、特別損失に計上しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

東洋シヤッター株式会社
取締役会 御中

栄監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 迫 田 清 己 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 國 分 博 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋シヤッター株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋シヤッター株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は特別早期退職者の募集を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

東洋シャッター株式会社
取締役会 御中

栄監査法人

代表社員 公認会計士 國分博史 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小畑耕一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。